

○宮崎大学清武キャンパス総合教育研究棟流動的共同研究施設規程

〔平成16年4月1日  
制 定〕

改正 平成17年3月23日 平成22年9月22日

(設置)

第1条 宮崎大学（以下「本学」という。）に、宮崎大学清武キャンパス総合教育研究棟流動的共同研究施設（以下「流動的共同研究施設」という。）を置く。

(目的)

第2条 流動的共同研究施設は、本学として重点的に取り組む研究領域、及び学部等の組織を超えた全学的な共同研究等を一層推進するための施設としての目的を担うものとする。

(管理者)

第3条 流動的共同研究施設の利用に関する管理は、副学長（研究・企画担当）が行う。  
2 流動的共同研究施設の庁舎等及び防火に関する管理は、次項に定めるものを除き、医学部長が行う。  
3 流動的共同研究施設の研究室・実験室等の利用に係る管理者については、別に定める。

(委員会)

第4条 流動的共同研究施設の管理・運営についての基本的な方針等の審議は、宮崎大学大学研究委員会（以下「委員会」という。）が行う。  
2 委員会については、別に定める。

(利用)

第5条 流動的共同研究施設の利用に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第6条 流動的共同研究施設に関する事務は、医学部事務部及び研究国際部研究推進課において処理する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。